

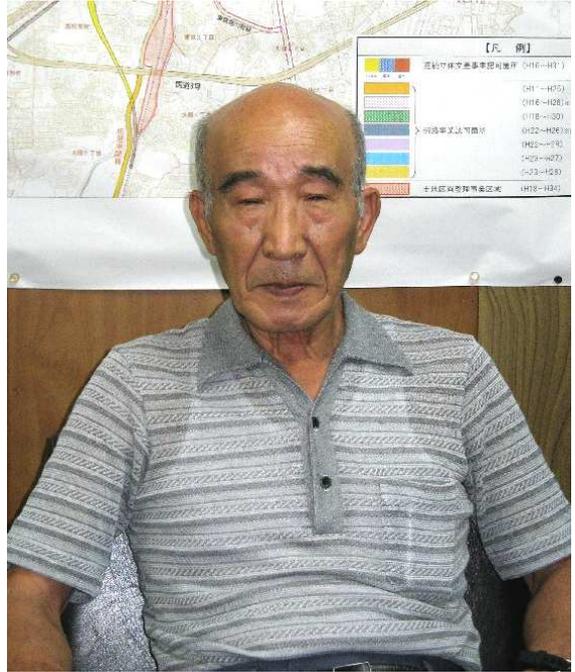
# 北九州革新懇ニュース

平和・民主・革新の日本をめざす北九州の会  
 〒803-0817 北九州市小倉北区田町 13-21 田町ビル 3 F  
 TEL093-592-5000 Fax093-571-4346  
 E-mail k-kakushinkon@ace.ocn.ne.jp

- 全国革新懇「三つの共同目標」
1. 日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
  2. 日本国憲法を生かし、自由と人権・民主主義が発展する日本をめざします。
  3. 日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。

## 北九州革新懇 インタビュー

**プロフィール 佐藤満州男 (76歳)。**  
 佐藤満州男さん(76歳)。1938年に八幡西区折尾で生まれ、1940年に満州に渡り、敗戦後引き揚げて折尾に帰る。1958年国鉄若松機関区に就職、1993年退職。帰郷した後、国民救援会、おりお9条の会の活動に携わり、折尾地区土地区画整理「権利者の会」の世話人会代表を務めている。



今、八幡西区折尾地区で北九州市による「折尾駅周辺連続立体交差」の工事が展開され、その他「土地区画整理」や「街路」の工事も一部始まっています。  
 今回のインタビューでは、土地区画整理の対象地区に居住し「権利者の会」の代表を務めている佐藤満州男さんに話をお聞きました。  
 聞き手 八幡西区革新懇 嶋・牟田・池村

嶋 折尾で生まれた佐藤さんにとって折尾はどんな街でしたか。  
 佐藤 そうですね、折尾地区は小高い山や丘陵地がうねり、平地が少ない地形です。折尾駅は東西に鹿児島本線が走り、その下に筑豊本線が南北に入る立体交差の駅でした。  
 かつては西鉄電車も乗り入れていました。駅の北側には旧3号線も走り、地域の交通拠点、そして教育の街として発展してきました。近年は北西部の宅地開発もすすみ、駅の乗降客も増えています。駅前の堀川ですが、これは黒田藩の重

臣・栗山大善が遠賀川の治水の時造らせたもので、駅前から洞海湾へと流れています。かつてこの堀川を石炭運搬の川船が行き来した情景が今でも浮かびますね。  
 嶋 折尾地区総合整備事業の概要について伺います。  
 佐藤 実は三つの事業があります。一つは折尾駅周辺連続立体交差事業です。周辺に9カ所の踏み切りがあり、そのための交通渋滞をなくし、均衡ある街の発展ができるようにする鉄道の高架化です。(鹿児島本線2.2k、筑豊本線2.1k)

駅舎の建て替えや駅前広場の整備も行われます。事業費は350億円、工期は平成34年度です。

二つめは街路（道路）事業です。折尾地区整備事業区域内で8本の道路を新設及び拡幅するという内容です。事業費は312億円。

最後が土地区画整理事業です。鉄道立体交差事業・道路事業と一体的に進めます。駅南側の土地区画整備では、道路、公園等の整備、交通の利便性・安全性など居住環境の向上をはかるとしています。区画整理区域は駅南側16.9haですが、そこに地権者460人、借地権者170人が居ます。事業費200億円、工期平成37年度です。

嶋 「権利者の会」の活動や皆さんの要求、今後の方針をお聞かせください。

佐藤 折尾地区整備事業計画の全体規模は、  
◆事業費820億円 ◆工期H15年～37年 ◆対象800人の大規模な整備事業です。

北九州市は、平成13年7月31日、地域住民への説明会を開きました。しかし、なぜ区画整理なのか、市は答えませんでした。市は、商工会、自治会区長、料飲組合など有力者には事前に説明をしていたことが後日判明し、当初から不誠実な対応が問題となりました。

私たちは「権利者の会」をつくり、みんなで論議し要求をまとめその実現をめざし運動を始めてきました。

「権利者の会」は、年2回、住民集会で意志結集をはかり、市長・市議会議長への陳情、都市計画審議会の意見陳述などに取り組み、さらに市議会の各会派への要請など、その他様々な活動を続けてきました。

「権利者の会」は結成から13年、私たちの基本的態度と要求をまとめると次のようになりますね。

◎まちづくりは市民憲章に基づき住民との話し合いで決めよ。押しつけは絶対反対。

◎計画を白紙撤回し住民との話し合いで作り直せ。

◎憲法の財産権・生存権・生活権を無視するものだ。

◎高齢者が多く住宅再建は困難である。

◎小さな権利者の減歩はするな。(※減歩＝土地を減らすこと)

◎先祖伝来の土地を無償で取り上げるな。

◎区画整理は昔からの原風景を破壊するものだ。

「権利者の会」の皆さんも高齢化し活動も困難になっていますが、私も最後まで頑張りたいと思います。

嶋 JRを退職の後、おりお9条の会や国民救援会の活動に参加されていますが、平和や民主主義、人権を守る活動について佐藤さんの思いを聞かせてください。

佐藤 私は2歳のころ、家族と共に満州に渡り暮らしました。1945年春、敗戦情報が色濃く伝わり、日本人住宅街に八路軍が、8月はソ連軍の侵攻も始まりました。8月15日、日本の敗戦が伝わり、徒歩や貨物列車など、命がけの逃避行が続き、太原→天津→大連の収容所にたどり着きました。収容所では、逃避行の厳しさで生命を奪われた日本人の死体が山積みされていました。私は、この惨状が目に焼きついています。

引き揚げ船が博多港に着き、家族と一緒に涙を流し抱き合ったとき、この日本は二度と戦争をしてはならないと子どもながら思いました。

私は満州に渡り、戦火の中を家族と共に逃げ惑った恐ろしい体験を忘れることはありません。

私は、平和な日本、民主主義と人権が守られる社会をめざしこれからも生きたいと思います。

嶋 佐藤さん、本当にそうですね。ありがとうございました。とても貴重なお話・体験を聞かせていただきました。インタビューへの協力、ありがとうございました。これからも「権利者の会」

の取り組み、まだ大変なことがあると  
思いますが、身体に気をつけて頑張っ

てください。



# 「ぞうれっしゃがやってきた」の歌を知っていますか？

戸畑革新懇 西健一郎

今、「戸畑でぞうれっしゃを歌おう実行委員会」が活動を始めています。

組曲の「ぞうれっしゃがやってきた」は同名の絵本の「ぞうれっしゃがやってきた」を原作にしてつくられて、1986年に第1回の演奏が行われて以来、数十人から数千人によって演奏されてきました。

今年も、福岡市や岡垣町でも歌われ、名古屋では5000人の合唱が計画されています。この作品は歴史の事実をもとに、一部脚色を加えてつくられています。

その物語は、1937年(昭和12年)、木下サーカスから名古屋の東山動物園にやってきた4頭の象、アドン、エルド、マカニー、キーコは子供たちの人気ものでした。しかし戦争が激しくなり、各地の動物園では軍の命令により動物たちが次々と殺されていきました。そんな中で名古屋の東山動物園では、北王園長さんを先頭にぞうたちを必死で守りぬ

いたのです。

そして、戦争が終わり、1949年(昭和24年)、ぞうのいなくなった各地から「生き延びた2頭の象、マカニーと

エルドを見たい」という子供たちの夢を乗せた特別仕立ての「ぞうれっしゃ」が国鉄労働者の協力のもと、名古屋へと向かって走ったのです。

このコンサートを聴いた人ならすぐにはわかりますが、一緒にうたう幼稚園から小学生の子供達、またその20代～30代の親



たちで会場はすいぶんとにぎやかになります。そんなコンサートを是非「戸畑で」実現させたいと、実行委員会をつくりました。来年(2015年)の8月16日(日)に「ウエル戸畑中ホール」と日にちも場所も決まりました。

その成功に向けて、8月17日(日)に“ミ



ニココンサート”をひらきました。  
アコーディオン演奏「パリの空の下、セーヌは流れる」、リコーダー演奏「アナと雪の女王」、ギターの弾き語りによる絵本、みんなであうたいましょ、プロジェクター映写による絵本「ぞうのこどもと母さん」などなど、戸畑のひとたちによる、ほんとうに手作り感満載のひとときでした。  
「みなさんのやさしいゆったりとした空気の中で心が温かくなるようでした。」「きれいな

演奏や心のこもった朗読、よかったです」などの感想が寄せられました。参加者は子供15人を含めて約80人でした。  
「ぞうれっしゃ」を歌った経験を持った人たちが次々に育って将来、平和を望む若い人でいっぱいになれば、きっと日本はその歌の歌詞にあるように「人間の命を、動物の命をいづくしむ心を、子供たちよ、いつまでも忘れないでほしい」とあるように、そのような社会になるであろうことを楽しみにしています。

## どのように憲法9条に臨むべきか？ 少し判った気がしました！

北九州革新懇 野瀬 秀洋

8月23日(日)14時から始まった、「新聞OB会・北九州」主催の講演会「どのように憲法9条に望むべきか？」は、なかなかのものでした。首都大学東京の木村草太準教授の講演です。1980年生まれという若さだが、気鋭の若手学者という雰囲気。早口なので、少し聞きづらいが、粛々と話つづける。まず、「集団的自衛権とは」から始まる。ここでは、安倍首相が国民に示す親子の図で有名になった「在外自国民保護」のための武力行使は、「自衛権」の話と別の問題であり、分けて議論すべきだと話しました。憲法と集団的自衛権の部分の話に入り、従来の72年政府見解と憲法の規定を振り返ります。政府には憲法13条で「日本国領域の安全を確保し、国民の生命や自由を保護する責務があり、国内の安全確保は、「行政」(憲法65条、73条)の一環としてなすべき事務であると説明しました。そして、安倍政権の集団的自衛権容認に向けた作戦を3つのパターンに分類。この中で、石破幹事長の「書いてないから、やってよい」理論に反論します。まずは、憲法9条の学説を紹介し、いずれの学説も「武力の行使は全面禁止」であることを確認。さらに、憲法73条が、この場合、大きな意味を持つことを私たちに教えます。憲法73条には、内閣のすべきことを列挙しており、この中には「軍事」は書かれていません。軍事は、憲法は想定していないのです。したがって、政府が行お

うとしている「集団的自衛権行使」は成り立たないのです。

木村講師は、テレビで、政府高官との対談などで、この点を主張し、相手に回答を求めます。もちろん、回答不能に陥り、黙ります。

最後に、閣議決定をどう読むかという話になり、ここでは以下のように話しました。

「他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される、明白な危険・・・」とは、在日米軍基地への攻撃以外には想定できない。これは、個別的自衛権で反撃すべき課題である。結論は、従前の72年政府見解(個別的自衛権のみは有る)の範囲は出ないものとなっている。

今後の私たちのとるべき方策は、今から出てくる集団的自衛権に関連する法律の違憲性を徹底的に追及し、「憲法違反」を問いたすことである。確かに世界の動きの中には、主権を侵害する明白な危険も出てくるだろう。そこでの対応は、武力のみでなく、憲法9条の持つ平和主義の力で世界に貢献できることを国際世論に訴える努力をすべきである。国際公共価値が憲法9条で働く場合があると述べ、今後の憲法9条の役割と展望をしめしました。憲法9条に臨むべき姿勢が少し判った気がしました。

